

学園祭クラス SNS アカウント運用規程

石川県立金沢二水高等学校

施行日：令和 8 年 7 月 23 日

運用期間：学校承認日から学園祭終了後 2 週間以内まで

基本方針

学園祭における生徒の主体的な情報発信を認める一方、学校名・学園祭名・クラス名を用いる対外発信として、学校が管理責任を負える範囲で運用する。

第 1 条 目的

本規程は、学園祭に関して各クラスが開設・運用する SNS アカウントについて、必要な手続、管理体制及び投稿上のルールを定めるものとする。

SNS による広報活動を、情報発信、個人情報保護、肖像権、著作権、情報モラル及び組織的責任を学ぶ実践的な教育活動として位置付ける。

第 2 条 対象

学校名、校章、学園祭名、学年、組、クラス名、クラス企画名その他、外部から学校又はクラスの活動と受け取られる表示を用いる SNS アカウントを対象とする。

プロフィールに「非公式」と記載している場合であっても、前項に該当するアカウントは申告及び承認の対象とする。

既に開設済みのアカウントについても、本規程に基づく申告を行わなければならない。

第 3 条 アカウントの位置付け

承認されたアカウントは「学園祭期間限定・学校承認クラスアカウント」とする。

アカウントの最終的な管理責任は学校にあり、生徒は学校から運用を任された者として使用する。

承認を受けていないアカウントでは、学校名、校章、学園祭名、クラス名等を使用した学園祭広報を行ってはならない。

第 4 条 申告及び承認

各クラスは、学校が指定する申告フォームに、アカウント情報、管理者、利用期間、投稿内容、公開設定等を記載して提出する。

担任、学園祭担当、情報担当及び管理職が内容を確認し、承認、条件付き承認又は不承認を決定する。

承認後に、アカウント名、管理者、利用 SNS、利用目的又は公開範囲を変更する場合は、再度届け出る。

学校は、承認済みアカウントの一覧を学校ウェブサイトその他適切な方法で公表することができる。

第 5 条 運用期間及び終了処理

運用期間は、学校が承認した日から、原則として学園祭終了後 2 週間以内までとする。

運用終了時は、担任又は担当教員立会いのもとで、アカウントの削除又は学校への移管、全端末からのログアウト、登録メールアドレス等の整理を行う。

生徒が個人アカウントとして継続利用することは認めない。

第 6 条 管理体制

各アカウントには、原則として 2 名以上の生徒管理責任者を置く。

担任又は学校が指定する教員を監督担当者とする。

学校が緊急時に停止、非公開化又は復旧できる手段を確保する。

管理者を変更する場合は、事前に担任へ届け出る。

第7条 認証情報の管理

パスワードは必要最小限の管理者のみが保持し、LINE、DM その他のメッセージサービスで共有してはならない。

他のサービスと同一のパスワードを使用せず、可能な限り二段階認証を設定する。

パスワードそのものを申告フォームに入力してはならない。

端末紛失、不審なログイン、認証情報の漏えい又は乗っ取りの疑いがある場合は、直ちに担任へ報告する。

第8条 プロフィール表示

プロフィールには、学校名、学年・クラス、企画名、期間限定の学校承認アカウントであること、運用終了予定日及びDM で問い合わせに対応しない旨を記載する。

学校が指定する公式ウェブページへのリンクを掲載する。

例：「石川県立金沢二水高等学校／〇〇祭 1 年 1 組『企画名』／学園祭期間限定・学校承認／運用終了予定：令和〇年〇月〇日／DM には対応しません」

第9条 投稿前確認

すべての投稿は、原則として投稿前に担任又は学校が指定する教員の確認を受ける。

確認対象には、通常投稿、ストーリーズ、リール・短編動画、コメント返信、プロフィール変更、ハイレイト、共同投稿、外部リンク及びメンションを含む。

確認後に画像、動画、文章、音楽等を変更してはならない。

学校があらかじめ定めた定型的な告知については、管理職による運用方針の事前承認を前提として、担当教員の確認のみで投稿できるものとする。

第10条 投稿できる内容

投稿できる内容は、次の各号に掲げるものとする。

クラス企画の名称、内容、開催日時及び場所

企画の準備状況、生徒が制作した装飾、作品その他の成果物

学校が既に公表している学園祭に関する情報

個人を識別できない活動風景

顔が写らないように撮影した写真又は顔が識別できないよう適切に加工した写真・動画

学園祭終了後の活動報告

顔が識別できる写真・動画の掲載は、原則として認めない。

第11条 個人情報及び肖像権

本人の同意を得ていない写真・動画、氏名、出席番号、住所、連絡先、個人 SNS、健康状態その他の個人情報を投稿してはならない。

写真・動画は、原則として次の方法により撮影又は加工し、顔が識別できない状態で掲載するものとする。

後ろ姿又は顔が写らない角度から撮影する

顔の部分を取りミングする

顔にぼかし、スタンプその他の加工を行う

個人が特定されない距離から撮影する

掲載前に、本人へ使用する写真又は動画を示すこと

SNS に公開すること及び不特定多数が閲覧できることを説明すること

本人から口頭で明確な同意を得ること

担任又は学校が指定する教員の確認を受けること

本人が拒否しなかったこと、撮影に応じたこと、集合写真に写っていること又はその場に参加していたことを、SNS 掲載への同意とみなしてはならない。

本人から掲載の取り下げを求められた場合は、理由の有無にかかわらず、速やかに投稿を削除しなければならない。

教職員についても本人の許可を必要とする。一般来場者及び保護者については、原則として顔が識別できないよう撮影又は加工する。

名札、生徒手帳、名簿、答案、車両番号、位置情報等の写り込みにも注意する。

第 12 条 学校の安全及び内部情報

鍵、暗証番号、入退室方法、管理区域、ネットワーク設定、未公開の名簿・時間割・配置図等を投稿してはならない。

事故、事件、救急対応、企画の中止・変更等について、生徒の判断で発表してはならない。

第 13 条 著作権及び商標権

インターネット上の画像、イラスト、動画、音楽、文章等を、許可又は利用条件の確認なく使用してはならない。

フリー素材、SNS 内音源、デザイン素材、生成 AI 画像、企業ロゴ、商品、キャラクター等については、利用条件及び権利関係を確認する。

学校行事であること又は営利目的でないことのみを理由として、無断使用できるものではない。

判断できない素材は使用しない。

第 14 条 禁止される表現・行為

他者又は他クラスへの中傷、からかい、差別的表現、容姿・能力等の評価、過度な比較又は順位付け
未確認情報、誤解を招く情報、学校全体の方針と受け取られる独自見解

危険行為、違法行為、飲酒・喫煙等を想起させる内容

学園祭と無関係な投稿、広告、勧誘、政治活動又は宗教活動

生徒個人アカウントのフォロー、個人へのフォローバック、無断タグ付け・メンション及び不要な「いいね」

ライブ配信。ストーリーズは通常投稿と同様に事前確認を必要とする。

第 15 条 コメント及び DM

コメントは原則として停止又は制限し、不適切な語句の自動非表示機能を使用する。

DM は原則として受信を制限し、生徒だけで返信してはならない。

批判的なコメントへの反論、個人間の言い争い、問い合わせへの独自回答、個人情報の聞き取り及び個人アカウントへの誘導を禁止する。

問い合わせ又は問題のある投稿が届いた場合は、担任へ報告する。

第 16 条 トラブル発生時の対応

問題となる投稿、コメント又は DM のスクリーンショット、URL、日時及び状況を保存する。

生徒だけで謝罪、反論、訂正又は説明を行わず、直ちに担任へ報告する。

学校の指示により、投稿の非公開化・削除、パスワード変更、全端末からのログアウトその他必要な措置を行う。

訂正、説明、謝罪又は外部機関への相談は学校が判断する。

第 17 条 学校による措置

学校は、規程違反、権利侵害、安全上の問題、管理不能又は学校行事への支障が認められる場合、投稿の修正、非公開化、削除又はアカウント停止を指示できる。

緊急の場合は、事前の説明なく一時的に非公開化又は停止することがある。

重大な違反又は繰り返しの違反がある場合、承認を取り消し、アカウントの削除を命じる。

第 18 条 記録及び振り返り

各クラスは、投稿内容、投稿日時及び確認者が分かる記録を残す。

運用終了後、必要に応じて活動の成果、問題点及び改善点を学校へ報告する。

附則

本規程は令和 8 年 8 月 6 日から施行する。

本規程に定めのない事項は、校長が別に定める。